〇厚生労働省令第六十三号

医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第二十三条第一項の規定に基づき、 医療法施行規則の一 部

を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。

(何	×
終	K
音く	
んに	
랭	
正音	
ロケ	
_	,

マ率」という。)になるようにしやへいすること。	線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率(以下「空気カー	エックス線管の容器及び照射筒は、利用線錐以外のエックス	ものでなければならない。	第三十条 エックス線装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じた	(エックス線装置の防護)	改正後
マ率」という。)になるようにしやへいすること。	線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率(以下「空	一 エックス線管の容器及び照射筒は、利用線錐以外のエ	ものでなければならない。	第三十条 エックス線装置は、次に掲げる障害防止の方法を	(エックス線装置の防護)	改正前

毎時以下管焦点から一メートルの日準管焦点から一メートルの日準しない口内法撮影用エックァ ルの距離において、○・二五エックス線装置にあつては、十五キロボルト以下の手持ち 一五ミリ ユミリグレイ エックス線 の撮影を意図

す て、 定格管 る П 〇・〇五ミリグレ 内法撮影用 電 圧 が 百二十 エ ツ クス Ŧī. イ毎時以 キ 線 口 装置 ボ ル 下に 卜 あ 以 0 下 て \mathcal{O} は 手 持 装置表面 5 撮影を意 にお

ホ いて、一・○ミリグレイ毎時以下置にあつては、エックス線管焦点から一メー置から二までに掲げるエックス線装置以外 トの ルエ ツクス 0) 距 離 に線 お装

3 2 く。)を講じたものでなければならない。
「中塩定量分析エックス線装置にあつては第二号に掲げるものを除の方法(CTエックス線装置にあつては第一号に掲げるものを、除く。)は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止操影用エックス線装置(胸部集検用間接撮影エックス線装置を

動 型 及 び 携 帯型 工 ツ ク ス 線装置 並 び に 手 術中に使用する

> 講じ た

マ率」という。)になるようにしやへ いすること。 空 i 気 カ ク |ス

距離において、○・二五クス線装置にあつては、 定格管電 圧が百二十五 〇 <u>二</u> 五 ユミリグレイ毎時以下、エックス線管焦点から一 法 メ 撮 影 ト用 ルエ のッ

(新 設

いて、一・○ミリグレイ毎時以下 置にあつては、エックス線管焦点から一メー· イからハまでに掲げるエックス線装置以外 トの エ ル のッ クス 距 離 に線 お装

2

3 骨塩定量分析エックス線装置にあつては第二号に掲げるものを除の方法(CTエックス線装置にあつては第一号に掲げるものを、除く。)は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止撮影用エックス線装置(胸部集検用間接撮影エックス線装置を)を講じたものでなけ れば ならない。

動

型及 び 携

帯 型

エ ツク

ス

線装置及び

手 術 中 に

使用

す

る

工

ツ

4					_
5	散で	掲	四]	N)
5	散で乱	撮影	携	1	ツク
略	エ・ツニ	用エ	帝型	ル以	クス線装
$\overline{}$	五ミリメー	ック	エッ	上離	装置
	線リ	フ	クフ	N	によ
		へ線装置	へ線:	位	7
	乱エックス線シールド構	置にあ	(帯型エックス線装置の)	置に	置にあつては
	告 当	あっ	のう	おい	`
	を備えること。 量以上の取りぬ	ては	の う ち 、	た位置において操作	エックス線管
	える上の	`	手	作で	ノス始
	るの取	公称管	持ち撮び	つき	旅 管
	と 。 外	管電	撮影	る構	焦点
	しの	圧七	を意	造と	及び
	と。 り外しのできない:	十半	影を意図する	できる構造とするこ	患者
	ない	キロギ	っるロ	داره	かっ
	後方	ボル・	口内	と。	焦点及び患者から二メ
1	万	 	法		<u>メ</u>
4 • 5			(新	<u>۲</u>	ÍΊ
J			初設)	ル	クス質
略				以上	線装
				離れ	置に
				た位	あっ
				置	ては
				おおい	14
				いて	ユッ
				操作	クス
				でき	線管
				る構	焦占
				造	及び
				位置において操作できる構造とすること。	ひ患
				るこ	者か
				と。	あつては、エックス線管焦点及び患者から二メー
					メー

附則

(施行期日)

第 条 この省令は、 令 和 七 年 兀 月 一 日 か 5 施 行 す る。

(経過措置)

第二条 この省令の 施 行 \mathcal{O} 際 現 (Z 病院又 は 診 療 所 に 備えられてい る 工 ツク ス 線 装置に対するこの 省令

る。

による改正

後

の医

療法

施

行

規則第三十

· 条

の規定

 \mathcal{O}

適用

12

0

, ,

ては、

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

によることが

でき

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 は、 介 護 医 療 院 \mathcal{O} 人 員、 施 設 及 び 設 備 並 び に 運 営 に 関 す Ź 基 準 平 ·成三十· 年 厚 生 労働

規定を準用する場合について準用する。

省令第一

五号)

第六

条第

項

第

兀

号

及び

第四

十五

条

第四

項

第

四

一号に

お

いて

医

療法

施

行

規則

第三十

条

O